

阪大病院の診療報酬不当請求 が見えてくる

平成25年7月6日

田中政春

<事案の概要>

- 平成2年11月21日 東京医科歯科大で白板症と診断され¹⁹²Ir 65GYの治療、
同12月5日 退院し会社へ復帰 その後大阪に転勤し阪大歯学部へ紹介される
平成3年4月22日 阪大へ転院し通院する 8月からの顎下リンパ節腫れが放置された
翌平成4年1月16日にCT検査で舌悪性腫瘍と診断
平成4年2月4日 左側全頸部郭清術をされ、「リンパと思っていたが唾液腺(白板症)
が悪かった、今後は癌の予防照射するが、後遺障害はなく一過性
であり東京の時と同じ」と説明された。
その後、大量の放射線照射と抗がん剤投与され、下顎の放射線
性骨髄炎となる。
平成6年4月4日 放射線性骨髄炎を切除し顎再建する(成功率95% 障害後遺症は
なく1カ月で退院 と言われた)。
術後、舌根沈下から気道閉塞し口腔機能(言語・摂食・咀嚼・
嚥下)が喪失し1種1級後遺障害が固定。
平成6年6月28日 その後も顎再建するとして、6月、同年7月、同年11月、翌平成
7年2月、5月、8月と7回の手術がなされたが、顎再建はおろか
口腔機能の喪失は回復することなく、平成8年12月に転院した。

<何が行われたのか追求>

- 1、平成10年10月 過大照射と説明義務違反の医療過誤として提訴
裁判官は過大照射につき、3通の専門家意見書が過線量(合計線量139
GY)と指摘しているのに、過失とはいえないとし、顎再建術につい
ても放射線性骨髄炎は落ち着いていたとして、過失を否定した。高裁、
最高裁と上訴するも、平成17年3月に敗訴が確定した。
- 2、平成16年から情報開示請求
上記訴訟では、肝心の平成4年の入院診療録を提出しないままであっ
たので、個人情報の開示請求をすると「搜索中 その代わりに「腫瘍
カルテがある」と回答した(別紙1)。
- 3、平成16年7月 改ざん裁判提訴
不開示診療録、改ざん診療録のため真実が隠蔽されているとして、阪
大歯学部相手に損害賠償訴訟を起こす。平成20年2月判決は「顎末報
告義務違反」として30万円の賠償を命じる。
しかし腫瘍カルテが改ざん物である点は認めなかった。

4、平成 19 年 11 月 保険金裁判提訴 ・ ・ 障害者認定と不慮の事故

口腔機能（言語・摂食・咀嚼・嚥下）喪失の障害は平成 6 年 4 月 12 日術後に固定したとして、特約期間内の障害固定として特約保険金の請求を生命保険会社に請求し、平成 21 年 2 月判決は 1250 万円の支払いを保険会社に命じた。しかし不慮の事故の原因は「放射線の過大照射による傷害や治療でなく皮膚移植の研究である」と主張した点は、認められなかった。

5、平成 24 年 12 月 診療報酬は架空請求、違法請求で発癌研究目的であり返還提訴

腫瘍カルテは改ざんで本来のカルテでないとして、再び平成 4 年の入院診療録を開示請求したところ、「当該文書は作成しておらず、保有していない」・別紙 2・と回答した。別紙 1 の「搜索中」が「作成していなかった」と豹変した。

健康保険法で給付される原則は治療であるから、①レセプト、②診療録、③患者への説明、④診療報酬点数表、⑤診療した事実、が合致することが保険給付（報酬請求）の前提条件になっている。しかしながら、

本件の架空請求(改ざん捏造)で食違い実例 4 つを以下に示す・別紙 3 陳述書より。

No	①レセプト	②診療録	③患者へ説明	④ 診療報酬点数表	⑤ 診療した事実
1	頸部郭清術 (7200 点)	左側全頸部 郭清術	左側顎下リンパ 節を検査する	両側のリンパ節を清掃する なお歯科点数表にない 資料No.1	H4 年 無断で左側正常組織（唾液腺、 下顎骨下縁、気管軟骨、僧帽筋、リンパ 節）の採取
2	プレート 2 枚 資料No.2 の 2 (191168 点)	2 枚	1 枚	特定材料費	インゲン 1 枚 資料No.2 の 1
3	特 3 類看護 (168810 点)	記載がない	廻回しされた	特 3 類の届出必要	H6 年 届出がない 資料No.3
4	口腔内外科 処置(腫瘍摘 出)(8124 点)	記載がない	ない	項目がない 資料No.4	事実がない 厚生省の基準を捏造、自作自演の不当 利得

6、平成 25 年 7 月 ヒト組織は「極めて有効に利用される」という研究用の培養試料である

本件はヘルシンキ宣言はじめ「ヒト組織を用いた研究開発の有り方」の倫理にも違反したうえ、レセプトや診療録（外来、放射線、入院、看護、腫瘍）は改ざん、捏造（舌悪性腫瘍・術後、頸部郭清術、放射線治療、顎再建など）された。

従って被告は原告に無断で、多種類・膨大な体組織を採取して、別途の研究目的で生体外の培養試料にも利用される、不法行為及び不当利得が発覚したのである。

なお 情報開示請求の実例は、お手元の資料No.1~4 と・別紙 1~3 です。

以上

阪大総評第 4-1 号
平成17年 9月22日

保有個人情報訂正等決定通知書

田中政春殿

大阪大学総長 宮原秀夫

平成17年 7月25日付けで申請のありました保有個人情報の訂正の請求については、次のとおり決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項及び第2項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている法人文書の名称等	平成16年10月13日付 診療情報の提供について（別紙）
訂正等決定の内容	<input type="checkbox"/> 請求どおりに全部訂正する <input type="checkbox"/> 請求のうちの一部を訂正する <input checked="" type="checkbox"/> 訂正を行わない
訂正しない部分（一部訂正の場合）及び訂正しない理由（一部訂正及び訂正を行わない場合）	<p>訂正請求のあった平成16年10月13日付、診療情報の提供について（別紙）の1. 診療録（外来）の期間が入院期間と同一なのは、開示請求があった診療録（入院）が発見できなかったことから、入院期間が記載されている診療録（外来）の期間を入院期間と同一期間とみなして開示決定したものです。また、訂正請求されている期間は、平成16年11月2日の開示当日の開示時に口頭で開示・提供の申し出があり、当時対応した職員がその場限りのものとして閲覧・謄写に供したもので、診療情報提供申請書に記載されていない対象外のものであり、正式な申請によるものとの取扱いをすることに無理があり訂正する必要がないと考えます。</p> <p>2. 診療録（入院）及び4. 手術記録の提供できないものについては、<u>新調保全時から調査しているが見当たらず、不存在のため提供できないことを記載したものであり訂正する必要がないと考えます。</u></p> <p>また、4. 手術記録の「診療録（副産）にコピーが存在します。」とのことは事実を記載したものであり訂正する必要がないと考えます。</p>

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪大学総長に対して異議申立てをすることができます。

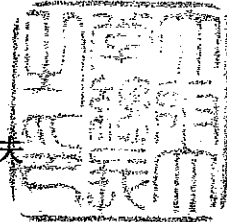
* 不明な点がある場合には、個人情報保護担当（TEL 06-6879-7175）にご連絡ください。

阪大総総第 3-1 号
平成24年 4月25日

保有個人情報不開示決定通知書

田中 政春 殿

大阪大学総長 平野 俊夫



平成24年 4月 2日付けで申請のありました保有個人情報の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第2項の規定により、次のとおり通知します。

<p>保有個人情報が記録されている法人文書の名称等</p>	<p>歯学部が保有する田中政春の組織採取に係るもので、下記期間の外科手術で下記組織を採取されたことを記録された手術記録もしくは診療録</p> <p>① 平成4年2月4日に「左僧帽筋切除、左顎下腺切除、気管軟骨切除」の組織を採取された</p> <p>② 平成6年4月12日に舌癌疑いで「舌部分切除、舌骨上筋群切除、右顎下腺切除、左右舌下腺切除、小唾液腺切除、杓状関節10ヶ切除」の組織を採取された</p>
<p>開示しない理由</p>	<p>当該文書は作成しておらず、保有していないため。</p>

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪大学総長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人大阪大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合は、個人情報保護担当（TEL 06-6879-7177 ）にご連絡ください。

4/9

平成 24 年 12 月 24 日

陳述書

大阪地方裁判所 御中

原告 田中政春

1、架空請求と詐欺の目次

目次	不正・不当請求の種類	件数 日数	期間	金額・円
1、やっていない 架空請求	① 頸部郭清術の事実はない ② 顎離断術の事実はない ③ 血管付き自家遊離複合移植術と皮膚移植は 70% 付増請求 ④ 血管付き自家遊離複合移植術の事実はない ⑤ フレム 2 枚装着の事実はない ⑥ 下顎形成術 (2 次再建) の事実はない ⑦ 口腔内外科処置 (腫瘍摘出) の事実はない ⑧ 通常食事の事実はない 毎食流動薬剤エソジヤ ⑨ 摂食機能療法の事実はない	1 1 2 1 1 2 342 1740 31	H4/2/4 H6/4/12 H6/4/12 H6/6/28 H6/11/14 H6/11/14、 H7/8/14 H4/2/4~H7/11/17 H6/4/12~H7/11/17 H7/1~H7/9	7200 2550 27020 31400 19163 22000 8124 106725 5580 (229.767)
2α、やっている が届出や認可が ない請求	① 長期入院でいう特 3 類 (30 日以上) の認可がない ② J096 (自家遊離複合組織移植術、血管付きに限る) の施設基準の届出がない そもそも研究中の材料	596 1	H6/4/6~H7/11/14 H6/4/12	168.810 255.770 (424.580)
2β、やっている が不要な手術。 「倫理規程」違 反の研究実験。 加害行為の傷害 を治療の形にか こつけた偽造加 テ作成	① 治療の形にかこつけた不要手術 (頸部郭清や顎 再建) を付増請求し、研究検査していた詐欺 ② 必要の無い正常組織採取と組織破壊の R a 処置 ③ 発癌の研究実験 ④ 犯罪 (研究試料窃盗・詐欺、暴行、虐待、傷害、 殺人未遂) の診療録を隠匿し、治療の形にかこ つけた不実記載の偽造加テを以って事実を隠蔽	1 式	初診日 H3/4/22~ 転院 H8/12/9	2.132.202 1 と 2α (654.347) を含む
		2718	舌癌を 5 年間改ざん	2.132.202

2、詐欺一覧と研究一覧を別添 ([1] と [2])

資料No. 1

も特に規定したものの以外は所定点数に含まれているので別に算定できない。

(2) 悪性腫瘍摘出術では遠隔部の転移リンパ節の清掃を行う場合が多いが、その費用は、特に規定したものと及び通知で示したものの以外は悪性腫瘍摘出術の所定点数中に含まれているので、別に算定することはできない。
(昭63. 5. 30. 保険発53)
(平 2. 4. 26. 保険発44)

(3) 口腔底悪性腫瘍手術その他悪性腫瘍手術の加算の対象となる頸部郭清術(ネックデクセクション)とは、単なる病変部のリンパ節の清掃をいうのではなく、左右頸部の徹底的な清掃を行う場合のことである。
(平 2. 3. 19. 保険発22)

(手術の中絶)

◇ 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情により手術を途中で中絶せざるを得なかった場合においては、当該中絶までに施行した実態に最も近似する手術項目の所定点数により算定するものである。
(昭63. 5. 30. 保険発53)

(抜歯手術)

(1) 抜歯の費用は、歯牙又は残根の全部を抜去した場合に算定するものである。従って、歯牙の破折片の除去に要する費用は、普通処置の所定点数により算定するものである。この場合、浸潤麻酔のもとに破折片

第1節 手術料

区分

245 抜歯手術 (1歯につき)

- 1. 乳歯 120点
- 2. 前歯 140点
- 3. 臼歯 240点
- 4. 難抜歯 460点

注 歯根肥大、骨の癒着歯等

抜歯の解釈

編 局 医 療 課
保 險 局 医 療 課
編 人 保 健 福 祉 部 老 人 保 健 課

6/9



5F 4611.14

X-P 47.1.10

資料No.2 の1

資料No.2 の2

頸部及び顔
 5 = 245
 5 範囲又はそ
 5 = 370
 5 = 1320
 = 1008
 = 65
 | 1本 4
 =
 気用導管 (1本) 62
 =
 = 56
 製水 = 378

○ 下顎骨形成術 (2) 2134
 骨移植術 (ギブス匣) 1 = 2
 全層, 分層植皮術 (1 m²) 2
 注射用水 500 ml 3
 イソジン液 10% 5
 ポスミン注 0.1%
 生理食塩液 500 ml
 パニマイシン注射液 10 ()
 0.05 VL 白色 ワセリン 42.5 g
 流動パラフィン 7.5 ml
 ソフラチユール (10 cm X 10 cm) 3枚
 キシロカイン 1% エピレナミン 1 ml
 854X 1 = 8
 チタン下顎骨再建用プレート 01-08765
 (ライピンガー) [骨・関節修復及び欠損補綴
 用人工材料 (体内)] < 1-91683円 >
 チタン下顎骨再建用プレート 01-08755
 (ライピンガー) [骨・関節修復及び欠損補綴
 用人工材料 (体内)] < 94863円 >

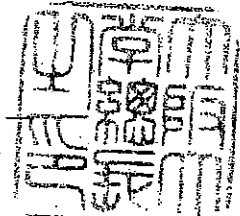
H6年11月
 医学部のレポート

阪大企評第 2-39 号
平成23年 1月25日

法人文書不開示決定通知書

田 中 政 春 殿

大阪大学総長 鷺 田 清



平成22年12月25日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	歯学部が保有する「特3類看護」に係るもので、「特3類看護については、原則として平均在院日数が30日以下の保険医療機関について承認を行うこととするが、これを超えたものであっても悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を主として入院させており、高度かつ専門的治療を行っている保険医療機関については、別途厚生大臣が認める場合には、承認して差し支えない」とされているので、特3類看護の30日超えた場合の別途厚生大臣への承認申請書と承認書 但し、平成6年～平成7年に該当するもの
開示しない理由	該当法人文書を作成又は取得していないため。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪大学総長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人大阪大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合は、情報公開担当（TEL 06-6879-7177 ）にご連絡ください。

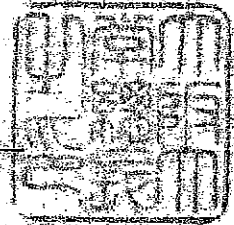
医学部と同じ

阪大総評第 2-1 号
平成23年 4月21日

法人文書不開示決定通知書

田中 政春 殿

大阪大学総長 鷲田 清



平成23年 3月31日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

法人文書の名称	歯学部が保有する診療報酬の点数に係るもので「口腔内外科後処置」の平成4年2月分 22点と平成4年4月分 30点に該当する歯科点数表
開示しない理由	保有していないため。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪大学総長に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人大阪大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合は、情報公開担当（TEL 06-6879-7177 ）にご連絡ください。

9/9